

# 全肢連情報

## ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を  
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL:<http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

## 障害者の「法定雇用率」来年3月から引上げ ～厚生労働省

厚生労働省は8月21日、2021年3月1日から、民間企業に義務づける障害者の法定雇用率を2.2%から2.3%に引き上げる方針を決めた。この日、厚労相の諮問機関・労働政策審議会の分科会で了承された。

国や地方自治体の障害者の法定雇用率も2.5%から2.6%、都道府県の教育委員会は2.4%から2.5%にそれぞれ引き上げられる。

障害者雇用促進法の施行令で、今年度中に0.1%引き上げることになっていた。同省は当初、引き上げ時期を21年1月1日とする案を示したが、経営者側が新型コロナウイルス感染拡大による経済状況への配慮を求めていた。

## 新幹線の「車いす席」3～6席義務化 ～国土交通省

国土交通省では、8月28日に「第2回新幹線のバリアフリー対策検討会」を開催し、最終とりまとめ「新幹線の新たなバリアフリー対策について～真の共生社会の象徴として～」がまとめられた。この検討会は、昨年12月から、ソフトとハードのワーキンググループ会議4回、実証実験2回、その他事前協議など多数開催されていた。

最終とりまとめで、国土交通省が示した新基準案は、座席数が、

- 500席未満の新幹線では、車いす用のスペースを4席以上
- 500席から1000席では、5席以上
- 1000席を超える場合は、席数の0.5%以上のスペース

整備を義務づけている。

現在、ほとんどの新幹線では客席に1席しかスペースが設けられていませんが、新たな基準では、「東海道新幹線」6席分、「東北新幹線や北陸新幹線」4席分のスペースが設けられることになる。

義務化の対象は今後、新たに導入する車両となるが、国土交通省はすでにある車両についても、JR各社に対応を求めていくことにしている。

赤羽国土交通大臣は「他国と比較しても、世界最高水準のバリアフリーといえると考えている。JR各社には、来年の東京オリンピック・パラリンピックに間に合うよう最大限の努力をお願いしたい」と述べている。

詳細は、国土交通省ホームページ参照

[https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo\\_tk7\\_000018.html](https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk7_000018.html)

## **第2回路線バスに係る車いす事故対策検討委員会 ～国土交通省**

第2回路線バスに係る車いす事故対策検討委員会の「事前意見交換会」が、8月18日に西武バス株式会社の本社にて開かれた。この意見交換会には、障害者団体はじめ、日本バス協会、国土交通省自動車局、交通エコロジー・モビリティ財団が出席している。

車いす利用者のバス乗車時の事故件数は、過去3年間で9件起きている。事故の主な原因は、バスが急ブレーキをかけた際やカーブで遠心力がかかった際に車いすが固定されていなかったために動いてしまったこと等があげられた。

また、実際に起こった事故事例や乗務員研修、実車を用いた訓練の様子が紹介された。

## **社会福祉法人「合併、事業譲渡、法人間連携」ガイドライン ～厚生労働省**

厚生労働省は、社会福祉法人が合併、事業譲渡・譲受、法人間連携を行う際のガイドライン案と、実務者向けマニュアルを策定した。人材不足や多様な福祉ニーズに対応するため、法人が事業の協働化や大規模化に取り組みやすくするよう、従来の手引きの内容を改編した。ガイドライン案は8月20日までパブリックコメントを募集し、8月中に公布する予定。

法人をめぐるのは、生産年齢人口の減少による人材難が懸念され、過疎地など福祉サービスの基盤が脆弱な地域があり、引きこもりや8050問題など複雑化、多様化するニーズへの対応も課題となっている。2016年には法人改革もあった。

これらに対応する安定的な経営基盤を構築できるよう、6月5日に成立した改正社会福祉法では、参加する法人間で資金を貸し借りできる「社会福祉連携推進法人」が創設された。施行は公布日から2年以内で、現在、厚労省で細部を検討している。

また、厚労省は並行して、合併、事業譲渡などのガイドラインについて検討を進め、今回、従来の手引きの内容を分かりやすく充実させたものを示した。ガイドラインとは別に、実務者向けマニュアルも策定した。

ガイドライン案では、合併、事業譲渡などは法人の公益性、非営利性を十分に発揮し、経営基盤を強化しつつ適切な福祉サービスが提供できる観点を重視するよう強調。あくまで希望する法人が自主的に行うとしている。

期待される効果としては、地域の生活課題に対する総合相談支援体制の強化、新たなサービスの創出、外国人を含む人材確保の促進、研修の共同実施、災害時の備えなどを挙げた。また、他の経営主体が担えないことや制度外のニーズに応えることへの期待も記した。

個別にみると、合併は、複数の法人が吸収または新設で合併することにより、事業の安定性やサービスの質の向上、人材育成などにつながる。事業譲渡・譲受は、存続が難しい事業を続けることが可能になり、譲受側は新設するより迅速に事業を拡充することができる。法人間連携は、比較的容易に取り組み実行にも移しやすいとした。

また、法人の役職員や所轄庁の担当者など、実務に関わる人向けに策定したのがマニュアルで、従来の手引きと異なり、吸収合併と新設合併を分けて整理した。

合併、事業譲渡・譲受を検討する際のポイントは、まず目的を明確にすること。法人理念に沿うか、地域福祉の発展に寄与するかなどをチェックする。次に相手法人を調査する。可能な限り協議を始める前に終えておき、財務状態や収益性の分析は不可欠だとする。一定の根拠のある事業計画を策定する必要性も指摘している。

合併は吸収合併と新設合併に分けて、合意形成、役員の検討、所轄庁の認可、会計・税務処理、職員の処遇などについて紹介。事業譲渡・譲受は、支払い対価の留意点、国庫補助金の扱いのほか、契約、資産・負債の移管、人事労務などについて解説している。

## 介護ロボット普及へ新事業

## ～厚生労働省

介護ロボットの開発から普及までを迅速に進めるための厚生労働省の新事業が始まった。

全国に11カ所設置した相談窓口と、6カ所設けたリビングラボ（介護ロボットの評価・効果検証をする）が連携して取り組み、介護現場で試験的に運用する場も整備する。

介護ロボットの選び方が分からない介護現場と、ニーズに合った機器を開発したい企業をつなぐ介護ロボットのプラットフォームをつくり、人材不足対策や質の高いサービス提供につなげるのが目的。事業の予算は3億円。

窓口では介護現場と企業から相談を受け付ける。介護現場には業務改善事例や補助金などの情報を提供したり、体験展示をしたりするほか、介護ロボットの無料試用貸し出しもする。現在、31機器（移乗支援4、移動支援2、排せつ支援5、見守り・コミュニケーション20）があり、貸出期間や台数、保険加入などは企業と相談する。一方、企業には出展可能なイベントの紹介のほか、必要に応じてリビングラボに取り次ぐ。

また、介護現場や企業、研究者らで組織する協議会を、相談窓口のエリアごとに設置する。介護現場の課題とそれを解決するための技術のマッチングや情報共有を行う。

北関東エリアの相談窓口である埼玉県社会福祉協議会「介護すまいる館」では、人員を増やし、入り口に専用の展示スペースを設けた。これまで来館者は個人が多かったことから、「施設へのアプローチを強めていきたい。社協の持つ情報や機能を生かし、人材不足解消のツールになれば」と話している。

厚生労働省は、相談窓口や貸し出し機器を増やす予定でいる。担当者は、「介護ロボットの活用は人材不足を緩和できる方策の一つ。介護現場に役立つロボットを普及させたい。」と意気込んでいる。

## **ユニバーサル社会における MaaS の活用「研究会」開催 ～国土交通省**

国土交通省は7月22日に、第1回「ユニバーサル社会における MaaS の活用方策についての研究会」を開催した。

MaaS(Mobility as a Service)とは、スマートホン等のICTを活用して、バスや電車、タクシー、飛行機などの交通機関を、効率よく、簡便かつシームレスに使いこなそうとする取り組みである。

例えば、ある場所に行きたいと思ったとき、どのような交通機関を使ってどのようなルートで行くことが、最も安上がり（早い）かを検索し、そのルートのチケットの予約、料金の支払いなどの一連の手続き、移動に必要な情報等の獲得をスマートホンのアプリを使って自ら行うことができるようになる。

一人一人の移動プランの作成とそれに伴う手続きや情報を一元処理・提供するサービスというイメージで、交通という資源を活用し、個人のニーズに合った移動を選択できることから、新しいビジネスとしても期待されている。

同研究会は、MaaSは、障害者等の移動が困難な者におけるニーズにも対応することが望ましく、こうした公共性の高い MaaS を普及させる必要があると考え、障害者等へ提供される MaaS のあり方に関する所要項目について検討を行い、活用方策及び活用にあたっての課題等を整理するとしている。

研究会は、今年度4回ほど開催し、来年の2～3月には方向性を取りまとめるとしている。

詳細は、国土交通省ホームページ参照

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12\\_hh\\_000189.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000189.html)

## **第1回住まい支援の連携強化のための連絡協議会の開催 ～国土交通、厚生労働、法務省**

国土交通省、厚生労働省及び法務省は8月3日に、第1回「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」を開催した。

この連絡協議会は、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、国土交通省、厚生労働省と法務省の関係局（局長級）及び各関係団体で情報共有や協議を行うものである。

この連絡協議会は、平成 28 年度～平成 30 年度において、国土交通省及び厚生労働省の局長級を構成員とし計 5 回開催した「福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会」を発展的に改組したものの。

詳細は、法務省ホームページ参照

[http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04\\_00048.html](http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00048.html)

## **「読書バリアフリー法」5 カ年の基本計画決定 ～文部科学省**

文部科学省と厚生労働省は 7 月 14 日、視覚障害者らの読書環境の改善を図る「読書バリアフリー法」の基本計画をまとめた。全国に 84 ヶ所ある点字図書館の利用対象者を、視覚障害者だけでなく読み書きが困難な肢体不自由者、発達障害者にも広げる方向で身体障害者福祉法の見直しを検討する。自治体の条例によって利用対象者にバラツキがある現状を改める。

出版された書籍を音声で聞き取る際に必要なテキストデータを出版者(出版社や個人を含む)が視覚障害者らに提供する際の、データ流失防止問題などについては国が検討の場を設ける。両省は今年 9 月以降、関係省庁や障害者団体らによる協議会を再開する。

読書バリアフリー法は、視覚障害者らが図書を借りる権利と買う自由を担保することが狙い。国立図書館、点字図書館によるサービス提供体制を強化すること、電子書籍の販売を促すこと、点訳者・音訳者を計画的に養成することなど 9 施策を進める。

基本計画は、その具体化に向けて 2020 年度から 5 カ年で取り組むことをまとめたもの。地方自治体は同計画を踏まえた地方計画を作ることが努力義務になっている。

## **災害時の放送の確保に関する検討分科会報告書 ～総務省**

総務省は 7 月 31 日、「災害時の放送の確保に関する検討分科会」がとりまとめた「放送を巡る諸課題に関する検討会 災害時の放送の確保に関する検討分科会報告書」を公表した。

報告書は、検討分科会がまとめた報告書案を 6 月 3 日から 7 月 2 日までの間パブリックコメントにかけた結果を踏まえて作成されたものである。

障害者に関しては、「第 3 章 3 情報難民への対応」において、「自動起動ラジオの普及促進が重要であり、例えば高齢者や障害者等の早期避難にも役立てることが期待される」、「災害時には、高齢者や外国人に限らず、障害者や子供も、必要な情報を確実に得られるようにすることが重要である。このためには、無用に難解な表現を使うことは避け、平易かつ簡潔な表現により必要な情報を伝達することが期待される。」等記載されている。

参考資料には各事業者の取り組みも紹介されている。

詳細は、総務省ホームページ参照

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/O2ryutsu12\\_04000188.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/O2ryutsu12_04000188.html)

昨年 8 月、佐賀県を中心に大きな被害をもたらした記録的大雨から 1 年。現場では障害者など災害弱者の避難支援の課題があらためて浮き彫りになった。各市町村は「避難行動要支援者名簿」を作成し個別の支援計画を作成することが求められるが、進んでいない。佐賀市の自宅が浸水して避難した車椅子生活の男性の体験から現状を探った。

佐賀市に住む男性は、先天性の脳性まひのため電動車椅子を利用している。昨年 8 月、未明から早朝にかけ九州北部を猛烈な雨が襲った。男性の自宅周辺は道路が冠水し、敷地内の倉庫も浸水。避難しようにも既に福祉車両の自家用車は使えない状態だった。

「どこに連絡すればいいのか」。家族で動転する中、警察署に連絡して救助を求めたが、水かさは増す一方。床上まで浸水して電動車椅子が水に漬かれば身動きできなくなる。

そこへ地元の民生委員の女性が駆けつけた。だが自宅 2 階に垂直避難しようにも、男性は体重約 70 kg、電動車椅子は重さ約 100 kg。家族と民生委員の力では到底抱えきれない。

幸い、警察官が到着した頃には水が引き始めた。男性は家族とともにまだ小雨が降る中、約 1.5 キロ離れた公民館に車椅子で約 30 分かけて避難し、一夜を過ごした。

「民生委員の見守りはありがたいが、ご自身が高齢な場合が多く力作業などの対応には限界がある。今回は助かったが、もしものときは覚悟するしかない」

佐賀市の要支援者名簿の登録者は 12,304 人（今年 2 月時点）。うち民生委員や地域の自主防災組織、社会福祉協議会など避難の支援関係者への情報提供に同意したのは 3,494 人。さらに個別支援計画書を作成したのは 2,860 人ととどまる。昨年 8 月の水害後、市は要支援者名簿や個別支援計画が実際の避難でどの程度機能したのか調査していない。

男性は名簿には登録されていたが、個別支援計画については「制度そのものを最近まで知らなかった」という。避難ルートの確保や必要な介助者数など「障害の種類や程度により支援は異なる。特性に応じた支援をお願いしたい」。近く市に個別計画について説明を求めるつもりだ。

避難行動要支援者名簿は東日本大震災を契機に 2013 年の災害対策基本法改正で市町村に作成を義務化した。だが総務省によると、避難支援関係者への情報提供に本人の同意を必要とするかどうかは自治体任せ。さらに避難の個別計画書の作成は「推奨」ととどまり、作成手法や内容も自治体に丸投げされている。

佐賀市では障害者手帳や要介護認定の情報から要支援者名簿を作成。対象者に「登録申請書」「情報提供同意書」「個別支援計画書」を兼ねた書類を送付する。

対象者は世帯状況や緊急連絡先（2 人）、自治会名、民生委員の名前を記入。「自力で避難できる」「寝たきり等で自力避難が困難」などを選択し、避難支援員（2 人）の氏名、連絡先、間柄を書き込む。避難時や避難生活で配慮してほしいことや既往症、服薬名などの特記事項もある。避難支援員は対象者が自力で確保しなければならない。

市によると、送付書類に署名して市に返送すれば情報提供に同意して計画書を作成したとみなす。だが返送しない人もいて、空欄の情報も多いという。市は「個人情報や障害の有無などを地域に知られるのを懸念する人がいる」とみる。

さらに佐賀市は義務化以前の 08 年度から市独自で要支援者名簿を作成していた。男性もその 1 人で、義務化以前の登録者には制度の周知が不十分な可能性もある。

総務省によると昨年 6 月現在、全国の市町村のうち名簿登録者全員分の個別計画を作成済み

だったのは12.1%。全く作成していなかったのは37.8%に上る。同省は「自治体は職員不足で手が回らない。要支援者をつながりの深い福祉事業所と連携して計画作成を促したい」としている。

## バリアフリー新基準案

～京都市

京都市は8月20日、市内で新築される全宿泊施設に客室のバリアフリー化を義務付ける新基準について、具体案を明らかにした。宿泊施設の急増期に打ち出した方針だが、新型コロナウイルスの感染拡大で京都観光を取り巻く状況は一変している。市は「コロナ軽症者の受け入れなど宿泊施設の新たな可能性が見えた」として、予定通り来年度の導入を目指す。

現行のバリアフリー基準は、ロビーや廊下など共用部を主な対象としている。来年度に導入予定の新基準では、客室の内部まで対象を拡大する。

この日示した具体案では、通路幅80cm以上や、車いすが転回できる直径120cm以上のスペースの確保など、障害者や高齢者がベッドまで円滑にたどり着ける導線の確保を求める。和室やドミトリーなど適用が難しい施設は、仮設スロープや介助する従業員の確保で代替する。

こうした基準強化は東京都が昨年9月に始め、大阪府も今年9月から実施するが、いずれも延べ1,000㎡以上の宿泊施設が対象。規模を問わず対象とするのは京都市が全国初で、違反者には罰則を設ける方針という。基準強化に伴う条例改正案を来年の2月議会に提案する予定。

このほか市は、北大路通・東大路通・西大路通・十条通に囲まれた重点地区と、市が地域まちづくり組織の意向に応じて指定する地区について、宿泊施設の構想段階での住民説明を事業者に義務付ける。

計画修正が可能な時点で住民と事業者が話し合う機会を設け、未然にトラブルを防ぐのが狙い。その他のエリアでも住民から求めがあれば、事業者は説明する義務が発生する。こうした規定を盛り込んだ要綱を新たに設ける。

市は新基準の必要性などについて「コロナ禍で軽症者の受け入れや災害時の避難施設といった宿泊施設の新しい可能性が見えてきた。結果として抑制につながるかもしれないが、市としてはより良質な宿泊施設のストックをつくっていきたい」としている。

新基準や構想段階の住民説明に対するパブリックコメントは9月10日～10月12日に実施される。

## 事務局より

### 日本財団助成「重度障害者対応共同生活援助の支援体制の在り方」検討事業

#### 重度障害者（医療的ケアのある方も含む）支援状況調査について

全肢連では、日本財団の助成を受けて、「重度障害者対応共同生活援助の支援体制の在り方」検討事業を実施しています。

今回、事業の一環として、各都道府県肢連の協力を得て、アンケート調査を実施しています。

回答期限（8月31日）までに多くのご意見をいただきました。これから整理、解析し、国や自治体への要望に反映してまいります。

まずはご協力に御礼申し上げます。

## アステラス製薬(株)『フライングスター基金』について

アステラス製薬株式会社『フライングスター基金』より、全肢連を通し、47 都道府県肢連より推薦された法人や事業所等に対し、平成 9 年度から合計 180 台の「車いす搬送用自動車」の寄贈をいただいています。

この度、2020 年度「車いす搬送用自動車」寄贈先が決定いたしました。

「フライングスター基金」並びに、社員の皆さまに心からの感謝を申し上げます。

### 【寄贈先】

#### ●普通車

北海道 生活介護事業所 みのり  
大阪府 障害者支援施設 とものがき  
山梨県 障害者支援施設 きぼうの家

#### ●軽自動車

鳥取県 ヘルパーステーション 蔵まち

アステラス製薬株式会社『フライングスター基金』は、ささやかでも継続できる社会貢献活動を目的に、社員が中心となって発足した基金で、人々の健康と福祉の向上に寄与することを活動目的としています。現在、日本のアステラスグループ社員約 4,500 名が参加した「マッチングギフト（社員の基金と同額を会社が上乘せ）方式」で行われています。

アステラス製薬「フライングスター基金」

<https://www.astellas.com/jp/ja/responsibility/flyingstar>

## 行政人事 (敬称略)

8 月に人事異動が発表されました。(9 月 1 日現在、下記の通りです)

### 【厚生労働省】

社会援護局 局長 橋本 泰宏  
社会援護局 障害保健福祉部 障害保健福祉部長 赤澤 公省  
企画課長 源河 真規子  
障害福祉課長 竹内 尚也  
障害児・発達障害者支援室長 河村 のり子

### 【文部科学省】

初等中等教育局 局長 瀧本 寛  
特別支援教育課長 八田 和嗣